

芥川龍之介の作品における「て中止法」と

「連用形中止法」とについて

路 玉 昌

一、はじめに

芥川龍之介の『羅生門』と『玄鶴山房』を読んでみると、次のような表現上の違いに気付く。すなわち、前者には、「動詞連用形＋て＋『、』＋動詞」という形の中止法（以下略して「て中止法」と呼ぶ）が、後者には、「動詞連用形＋『、』＋動詞」という形の中止法（以下略して「連用形中止法」と呼ぶ）が用いられていることに気付くのである。本稿では、このような気付きに基づいて、芥川龍之介の作品に用いられている「て中止法」と「連用形中止法」との表現上の変動を見ようとする。次に、その原因を追究しようとする。さらに、その変動による彼の文章の変化を考察しようとするものである。

テキストには、岩波書店刊『芥川龍之介全集』を使用した。なお、引用する各資料には、巻数、頁数を記しておく。

二、両中止法の使用状況

二つの中止法についての問題を明らかにするために、大正四年一月から昭和二年一〇月までの芥川の四〇篇の小説を選び、そこに用いられている「て中止法」と「連用形中止法」の出現状況について調査することにした。その際、芥川の創作の時期的な違いを明らかにするために、次のような配慮をした。すなわち、作品を選ぶにあたって、大正一〇年以後の作品をできるだけ多く選ぶことにした。それは、この時期に、上記の二つの中止法のうえに変動が生じていたのではないかと考えられるためである。

調査するに当って、次のような諸点については、以下のよう

ア 地の文を数える場合、「。」「?」「!」を文の区切りとし、それに従って数えた。ただし、

今夜は?——今夜も一人の孫を産んだ嫁の葬式の手だばかりだった。

のように「?」の後にダッシュがある場合、その「?」

は一文としない。

イ 次のようなものを調査対象とはしなかった。

① 「てゐる」、「てくれる」、「て行く」などの形式のもの

② ……急務として、この墮落を救済する途を講ずる……

③ ……島國民の道徳を以て、目せらるべきものでない。

④ ……この武士道によつて、……知らしめる。

⑤ 先生にとつて、……不快な事ではない。

⑥ ……この意味に於て、……

⑦ ……互に近づくにつれ、……

⑧ ……誰かの足を踏んだと見え、……と聲をかけた。

⑨ ……電車の道路に沿ひ、何度もタクシイを往復させ

た……。

⑩ ……催眠薬の力により、……平和に暮らした。

⑪ ……依然として、ゆたかな微笑が、たたへてゐる。

⑫ ……かう云つたからと云つて、……と云ふ譯ではな

い。

以上のようなものを除いたうえで、芥川の四〇篇の小説に用いられている「て中止法」と「連用形中止法」の調査結果を〔表一〕にまとめてみた。

〔表一〕で分かるように、芥川においては、前半の作品に

は、「連用形中止法」があまり用いられていない。それらの例文は、次のように整理できる。

一、(……を) 引きく、(動詞の疊語形表現)

1 所が或日の事、前に申しました良秀の娘が、御文を結んだ寒紅梅の枝を持つて、長い御廊下を通りかゝりますと、遠くの遣戸の向うから例の小猿の良秀が、大方足でも挫いたのでございませう、何時ものやうに柱へ駆け上る元氣もなく、跛を引きく、一散に、逃げて参るのでございます。

〔『地獄變』卷二、一八五頁〕

2 そこで、船中の連中は、暇さへあれば、虱狩をやつた。上は家老から下は草履取まで、悉く裸になつて、隨所にある虱をてんに茶呑茶碗の中へ、取つては入れするのである。

〔『虱』卷一、一六四頁〕

二、……と云ひ、……と云ひ……(並列表現)

3 自分是你の八犬傳と云ひ、巡鳥記と云ひ、あなた長たらしい、拙劣な讀本を根氣よく讀んであげたが

〔後略〕

〔『戯作三昧』卷二、六三頁〕

4 地獄の風に吹き上げられた、その車の簾の中には、女御、更衣にもまがふばかり、綺羅びやかに装つた女

〔表Ⅰ〕 芥川 の 作 品 に お け る 「 中 止 法 」, 「 連 用 形 中 止 法 」 の 使 用 状 況

作品番号	作 品 名	発 表 年 月	地 の 文 の 総 数		「中止法」		「連用形中止法」	
			総 数	備 考	個 数	%	個 数	%
1	羅 生 門	大正 4.11	128		35	27.34	1	0.78
2	風	5. 5	88		20	22.73	1	1.14
3	手 巾	5.10	154	P 244, 9~12と P 253, 14~16を除外	38	24.68	0	0
4	戯 作 三 昧	6.10.20~ 11. 4	388		64	16.49	7	1.80
5	地 獄 變	7. 5. 1~22	365		56	42.74	10	2.74
6	蜘蛛の糸	7. 7	51		19	37.25	0	0
7	犬 と 笛	8. 1	80		64	80.00	3	3.75
8	蜜 柑	8. 5	57		26	45.61	0	0
9	舞 踏 會	9. 1	95		20	21.05	0	0
10	杜 子 春	9. 7	137	巻4, P 157, 3~6を除外	60	43.80	1	0.73
11	影	9. 9	215		14	6.51	1	0.47
12	お 律 と 子 等 と	9.10~11	469		32	6.82	1	0.21
13	秋 山 園	10. 1	115		2	1.74	1	0.87
14	ア グ ニ の 神	10. 1 ~ 2	128	巻4, P 364, 9~P 365, 2を除外	13	10.16	0	0
15	奇 怪 な 再 會	10. 1. 5~ 2. 2	343		6	1.75	0	0
16	母	10. 9	170		0	0	2	1.18
17	藪 の 中	11. 1	245		0	0	0	0
18	ト ロ ッ コ	11. 3	124		0	0	1	0.81
19	お 葛 の 貞 操	11. 5	193		0	0	3	1.55
20	庭	11. 7	156		0	0	6	3.85
21	六 の 宮 の 姫 君	11. 8	162		0	0	1	0.62
22	魚 河 岸	11. 8	66		0	0	1	1.52
23	百 合	11.10	118		0	0	2	1.69
24	龍	12. 3	241		0	0	7	2.90
25	保 吉 の 手 帳 か ら	12. 5	261	巻6, P 96, 13~P 97, 2を除外	0	0	10	3.83
26	子 供 の 病 氣	12. 8	176		0	0	15	8.52
27	白	12. 8	154	巻6, P 159, 9~P 161, 5を除外	0	0	14	9.09
28	お 時 儀	12.10	127		0	0	2	1.57
29	あ ば ば ば ば	12.12	187		0	0	3	1.60
30	一 塊 の 土	13. 1	198		0	0	13	6.57
31	大 導 寺 信 輔 の 半 生	14. 1	381		0	0	8	2.10
32	温 泉 だ よ り	14. 6	120		0	0	7	5.83
33	海 の ほ と り	14. 9	131		0	0	18	13.74
34	年 末 の 一 日	15. 1	91		0	0	10	10.99
35	點 鬼 簿	15.10	127		0	0	14	11.02
36	玄 鶴 山 房	昭和 2. 1~ 2	308		0	0	44	14.29
37	塵 氣 樓	2. 3	112		0	0	17	15.18
38	冬	2. 7	124	『冬と手紙と』の第1章	0	0	30	24.19
39	齒 車	2. 6(第1章) 2. 10(第1章 も再録)	667		0	0	146	21.89
40	威 阿 呆 の 一 生	2.10	378	巻9, P 309, 1~10と P 312, 4~11と P 329, 10~13を除外	0	0	42	11.11

(注) 1 表の「備考」の欄に注が付けてあるが、形の上では新聞などからの引用で異質のものである。従って調査から除外した。
2 「%」は使用数を地の文で割ったもの。

房が、丈の黒髪を炎の中になびかせて、白い頸を反らせながら、悶え苦しんで居りますが、その女房の姿と申し、又燃えしきつてゐる牛車と申し、何一つとして炎熱地獄の責苦を偲ばせないものはございませぬ。

〔『地獄變』卷二、一九四頁〕

三、……を始め、(梓づけの表現)

5 かう云ふ聲がしたかと思ふと、あの大事な笛を始め、金の鎧だの、銀の兜だの、孔雀の羽の矢だの、香木の弓だの、立派な大將の装ひが、まるで雨か霰のやうに、眩しく日に輝きながら、ばらばら眼の前へ降つて來ました。(『犬と笛』卷二、四三一頁)

四、その他(対句か並列のような表現)

6 あつと云ひながら、その袖を振つて、逐ひ拂はうとする所を、耳木兎は蓋にかかつて、嘴を鳴らしながら、又一突き——弟子は師匠の前も忘れて、立つては防ぎ、坐つては逐ひ、思はず狭い部屋の中を、あちらこちらと逃げ惑ひました。

〔『地獄變』卷二、二〇四頁〕

例6は「……ては十連用形中止法」で、動作の反復を表す疊語形に類似の慣用表現と見てよからう。

7 かう氣のついた彼は、すぐに便々とまだ湯に浸つてゐる自分の愚を責めた。さうして、癩高い小銀杏の聲

を聞き流しながら、柘榴口を外へ勢いよく跨いで出た。外には、湯氣の間に窓の青空が見え、その青空には暖かく日を浴びた柿が見える。(『戯作三昧』卷二、五一頁)

8 彼は心の中でかう叫びながら、忌々しさうに原稿を向うへつきやると、片肘ついてごろりと横になつた。が、それでもまだ氣になるのか、眼は机の上を離れない。彼はこの机の上で、弓張月を書き、南柯夢を書き、さうして今は八犬傳を書いた。(『戯作三昧』卷二、七二頁)

例7は「……が見え、……が見える。」、例8は「……を書き……を書き、……を書いた。」で、同じ動詞が重ねて用いられている点で注目される。すなわち、例7は、状態の並列のものである。例8においては、同じ動作ではあつても、その動作対象に変化があり、それを並記するという表現法を取っているものである。

9 すると又不思議なことには、どんな鳥獸や草木でも、笛の面白さはわかるのでせう。髪長彦がそれを吹き出すと、草はなびき、木はそよぎ、鳥や獸はまわりへ來て、ちつとしまひまで聞いてゐました。(『犬と笛』卷二、四一九頁)

10 母親はこんな苦しみの中にも、息子の心を思ひやつ

て、鬼どもの鞭に打たれたことを、怨む氣色さへも見せないのです。大金持になれば御世辭を言ひ、貧乏人になれば口も利かない世間の人たちに比べると何といふ有難い志でせう。何といふ健氣な決心でせう。〔杜子春〕卷四、一六四頁)

11 が、その冬の末に良秀は何か屏風の畫で、自由にならない事が出来たのでございませう、それまでよりは、一層容子も陰氣になり、物云ひも目に見えて、荒々しくなつて参りました。〔地獄變〕卷二、二〇六頁)

12 その外にまだ弟が二人、——次男は縁家の穀屋へ養子に行き、三男は五六里離れた町の、大きい造り酒屋に勤めてゐた。〔庭〕卷五、四二九頁)

13 池には南京藻が浮び始め、植込みには枯木が交るやうになつた。〔庭〕卷五、四二九頁)

14 庭には生ひ伸びた草木の中に、乏しい桃や杏が花咲き、どんより水光りをさせた池にも、洗心亭の影が映り出した。〔庭〕卷五、四三一頁)

例9は「……草は……、木は……、」、10は「……大金持になれば……貧乏人になれば……」、11は「……容子も……物云ひも……」である。そして、12は「……次男は……三男は……」、13は「……には南京藻が……には枯木が……」、14は「……桃や杏が……、……洗心亭の影が……」である。以

上のものは一種の対句か並列のような表現である。

芥川は、大正一〇年九月發表の『母』から、同一四年九月發表の『海ほたり』までは、「動詞疊語形表現」を愛用している。しかし、それ以後は用いられなくなっている。これらの問題は今後の研究課題となるものである。

本項で整理した「動詞疊語形表現」、「並列表現」、「梓づけ表現」及び「その他」を除いたうえで、「動詞連用形中止法」の使用状況を次の「表Ⅱ」としてまとめてみた。

三、「て中止法」と「連用形中止法」との意味上の差の有

無

まず、次の「て中止法」と「連用形中止法」との例を見てみよう。それぞれ、ほぼ同一の動詞表現の見られるものを、ここに取り上げた。同一の例と見なされるものに対しては、一五〇二五の番号を与えている。また、①には「て中止法」の例を、②には「連用形中止法」の例を取り上げている。さらに各組の下線にa、bを付しているが、それは、それぞれ対応する組のものであることを示している。

15 ① 下人は、剥ぎとつた檜皮色の着物をわきにかゝへて、またよく間に急な梯子を夜の底へかけ下りた。

〔羅生門〕卷一、一三五頁(大正四、一一)

〔表Ⅱ〕

芥川 の 作品 にお ける、「動 詞 疊 語 形 表 現」、「並 列 表 現」、「梓 づ け 表 現」及 び「そ の 他」を 除 いて の「動 詞 連 用 形 中 止 法」の 使 用 状 況

作 品 番	作 品 名	地 の 文 の 総 数	個 数	%
1	羅 生 門	128	0	0
2	虱	88	0	0
3	手 巾	154	0	0
4	戯 作 三 昧	388	0	0
5	地 獄 變	365	0	0
6	蜘蛛 の 糸	51	0	0
7	犬 と 笛	80	0	0
8	蜜 柑	57	0	0
9	舞 踏 會	95	0	0
10	杜 子 春	137	0	0
11	影	215	0	0
12	お 律 と 子 等 と	469	0	0
13	秋 山 圖	115	0	0
14	ア グ ニ の 神	128	0	0
15	奇 怪 な 再 會	343	0	0
16	母	170	0	0
17	藪 の 中	245	0	0
18	ト ロ ツ コ	124	0	0
19	お 富 の 貞 操	193	0	0
20	庭	156	0	0

作 品 番	作 品 名	地 の 文 の 総 数	個 数	%
21	六 の 宮 の 姫 君	162	0	0
22	魚 河 岸	66	0	0
23	百 合	118	0	0
24	雛	241	3	1.24
25	保 吉 の 手 帳 か ら	261	5	1.92
26	子 供 の 病 氣	176	14	7.95
27	白	154	7	4.55
28	お 時 儀	127	1	0.79
29	あ ば ば ば ば	187	0	0
30	一 塊 の 土	198	6	3.03
31	大 導 寺 信 輔 の 半 生	381	8	2.10
32	温 泉 だ よ り	120	5	4.17
33	海 の ほ と り	131	15	11.45
34	年 末 の 一 日	91	9	9.89
35	點 鬼 薄	127	12	9.45
36	玄 鶴 山 房	308	44	14.29
37	巖 氣 樓	112	17	15.18
38	冬	124	30	24.19
39	齒 車	667	145	21.74
40	或 阿 呆 の 一 生	378	42	11.11

② 僕は二冊の本を抱へ、或カッフエへはひつて行つた。

〔『齒車』卷九、一四七頁（昭和二、一〇）〕

①の例では「かゝへて」と仮名表記している。そして、②の例では「抱へ」と漢字表記している。漢字表記であるか否か、あるいは、別の同類漢字を用いているかどうか、などということについても、表現上の変動を考える上では必要であるかもしれない。しかし、それは、今後、その表現上の変化の追究がさらに微細に行えるようになって問題にしたいと考える。

16 ① 客は、先生の判別を超越した、上品な鐵御納戸の

單衣を着て、それを黒の細の羽織が、胸だけ細く剩した所に、帶止めの翡翠を、涼しい菱の形にうき上らせてゐる。

〔『手巾』卷一、二四六頁（大正五、一〇）〕

② 彼は不相變天鵞絨の服を着、短い山羊髯を反らせてゐた。

〔『齒車』卷九、一四三頁（昭和二、一〇）〕

17 ① 御釋迦様は極樂の蓮池のふちに立つて、この一部

始終をぢつと見ていらつしやいましたが、〔後略〕

〔『蜘蛛の糸』卷二、二三二頁（大正七、七）〕

② 彼は部屋の戸口に立ち、柘榴の花のさいた月明りの中に薄汚い支那人が何人か、麻雀戲をしてゐるのを眺めてゐた。〔或阿呆の一生』卷九、三三三頁（昭和二、一〇）〕

18 ① 髪長彦はにつこりとほく笑んで、

「高の知れた食昼人などを、何でこの私が怖がりませう。その證據には、今ここで、訣なく私が退治して御覽に入れます。」と云ひながら、斑犬の背中を一つたたいて、

「噛め。噛め。この洞穴の奥にゐる食昼人を一噛みに噛み殺せ。」と、勇ましい聲で云ひつけました。

〔『犬と笛』卷二、四二四頁（大正八、一）〕

② 彼は僕の肩を叩き、僕等の友だちのことを話し出した。〔『齒車』卷九、一四八頁（昭和二、一〇）〕

例18において、後件文の述語の形は全く同じではない。しかし、それらともに同一の意味を表すものであることはいうまでもない。このようなわずかの差の認められるものは、同一類にしようと考ええる。

19 ① さうして髪長彦の油断をしてゐる中に、先大事な

笛をそつと腰からぬいてしまふと、二人はいきなり黒犬の背中へとび乗つて、二人の御姫様と二匹の犬とを、しつかり兩脇に抱へながら、

「飛べ。飛べ。飛鳥の大臣様のいらつしやる、都の方へ飛んで行け。」と、聲を揃へて喚きました。

髪長彦は驚いて、すぐに二人へとびかかりました。が、「後略」〔犬と笛〕巻二、四二九頁（大正八、一一）

20 ② 鶏や犬はこの響きに驚き、それぞれ八方へ逃げまはつた。〔齒車〕巻九、一六四頁（昭和二、一〇）
① が、髪長彦は先兎をぬいで、叮嚀に大臣様に御じぎをしながら、

「私はこの國の葛城山の麓に住んでゐる、髪長彦と申すものでございますが、御二方の御姫様を御助け申したのは私で、そこをります御侍たちは、食膳人や土蜘蛛を退治するのに、指一本でも御動かしになりは致しません」と申し上げました。〔犬と笛〕巻二、四三一頁（大正八、一一）

② K君はわざわざ外套を脱ぎ、丁寧にお墓へお時宜をした。〔年末の一日〕巻八、九四頁（大正一五、一一）

21 ① 或曇つた冬の日暮である。私は横須賀發上り二等

客車の隅に腰を下して、ぼんやり發車の笛を待つてゐた。〔密柑〕巻三、五七頁（大正八、五）

② 僕等の乗つた省線電車は幸ひにも汽車ほどこんでゐなかつた。僕等は並んで腰をおろし、いろいろのことを話してゐた。〔齒車〕巻九、一二六頁（昭和二、一〇）

22 ① 佛蘭西の海軍將校は、明子と食卓の一つへ行つて、一しよにアイスクリムの匙を取つた。〔舞踏會〕巻三、三五九頁（大正九、一一）

② 僕は一足飛びにバスの部屋へ行き、戸をあけて中を探しまはつた。〔齒車〕巻九、一三四頁（昭和二、一〇）

以下には、單純に動詞に対応するものとは言えないもの例を見ていく。

23 ① やがて御釋迎様はその池のふちに御佇みになつて、水の面を蔽つてゐる蓮の葉の間から、ふと下の容子を御覽になりました。〔蜘蛛の糸〕巻二、二二七頁（大正七、七）

② 凝灰岩の窓の外はいつか冷えびえと明けかかつて

ゐた。僕は丁度戸の前に佇み、誰もゐない部屋の中を眺めまはした。〔『齒車』巻九、一六〇頁（昭和二、一〇）〕

24 ① 不承無承にかう仰有ると、楚をそこへ御捨てになつて、元いらした遺戸の方へ、その儘御歸りになつてしまひました。〔『地獄變』巻二、一八六頁（大正七、一）〕

② 僕は巻煙草の吸ひさしを投げつけ、控室の向うにある刑務所の玄關へ歩いて行つた。〔『冬』巻九、一八九頁（昭和二、七）〕

以上の①の下線aに示される動詞は、敬語のものである。②の下線aに示される動詞は敬語のものではない。しかし、用法上では同動詞と考えてよいものであろう。また、例24の①及び②の下線aの両動詞は異なるものである。しかし、ともに、「自分から手離す」という点では、近似しているといつてよい。全く同じ語形の動詞ではないにしても、同類の動作を表している動詞であると言える。このように、同類の動作のものも、「て中止法」と「連用形中止法」との間に対応関係が認められると言つてよいのではないかと考える。

25 ① それから大股様の御云ひついで描いた、女房たち

の似繪なども、その繪に寫されたゞけの人間は、三年と盡たない中に、皆魂の抜けたやうな病氣になつて、死んだと申すではございませんか。〔『地獄變』巻二、一九〇頁（大正七、五）〕

② けれどもお住は死ななかつた。その代りに翌年の土用明け前、丈夫自慢のお民は腸チブスに罹り、發病後八日目に死んでしまつた。〔『一塊の土』巻六、二六四頁（大正一三、一）〕

この例の①の下線aでは、「病氣になる」というイディオマティックな表現を用いている。これが「病氣に罹つて」という言い方であってもかまわないようにも思える。一応、これらも同一の表現の組み合わせのものと認められるものではないからうか。

以上の各組の用例において、両中止法の間の意味上の差はない。しかし、その末尾の発表年月を見ても分かるように、時期的な変動が見られる。以上のことから、芥川がある時点から「て中止法」を避けたのは意図的であると考えられる。

四、結 び

芥川龍之介において、「て中止法」は大正九年七月に発表された『杜子春』まで多く見られる。大正九年九月発表の『影』

から、翌年一月発表の『奇怪な再會』まで、それが少なく、それ以後は全然見られない。その様子は、「表一」に示した通りである。「て中止法」が多く見られる作品の中でも、『地獄變』（四二・七四％）、『蜘蛛の糸』（三七・二五％）、『犬と笛』（八〇・〇〇％）、『蜜桔』（四五・六一％）、『杜子春』（四三・八〇％）は、「て中止法」の比率が高い。『蜜桔』のほか、これらの作品は全部「です、ます」調、あるいは「でございます」調で書かれている。また、『地獄變』と『蜜桔』以外はみな童話作品である。大正一〇年一―二月発表の『アグニの神』も、やはり童話作品である。この作品は、「て中止法」が低率になった時期に成された作品であることは、「表一」に見られる通りである。この作品に、「て中止法」の比率が高いということは、童話作品において、その出現比率が高いということ、何らかの関連があるように考えられるであろう。「て中止法」の特質を追究するのには、こういった視点からの研究が必要かも知れない。が、ここでは、このような現象の出現していることについての指摘に止める。一方、「連用形中止法」は、大正一―二年五月発表の『保吉の手帳から』までは少ない。そして、「表二」に見られるように、Ⅱ項で整理した「動詞疊語形表現」、「並列表現」、「梓づけ表現」及び「その他」を除いて、

大正一―二年一〇月発表の『百合』までには、それが出現していない。大正一―二年三月発表の『雛』から、「連用形中止法」は使用され始め、次第に頻用されるようになってくる。以上ことから芥川においては、『奇怪な再會』まで「て中止法」が愛用され、そして、『百合』にいたるまで「連用形中止法」を避けていたと言えよう。また、大正一〇年九月発表の『母』から芥川が死を迎えるまでは、完全に「て中止法」を拒否していたと言えるようである。大正一―二年三月発表の『雛』に至って、「連用形中止法」という新しい表現方法を見出し、以後はそれを一貫して用いているのである。このように見ると、大正一〇年九月発表の『母』から、大正一―二年一―一月発表の『百合』までの期間は新しい表現方法確立のための模索の時期とも見ることができよう。

芥川の文の長短について、波多野完治氏は『芥川龍之介全集』新版第五卷（出版社名不明——筆者注）と同全集第三卷の『秋』を調査し、それぞれ平均文長が二八、五と三三、二という結果を得ている。それを踏まえて、氏は次のように述べておられる。

これは二八、五字の方が全集五巻の数字であり、ここにあげたのが、全集三巻の数字であることを考えると、やや理解される。芥川の場合は生涯のわりにいく程、文章（文を指す——筆者注）がみじかくなっているのである。（波

多野完治著『現代文章心理学』新潮社 昭和二五年 一七九頁)

ここで見てきた中止法の変動は、その文の長短にも関わりと考えられる。そこで、次の「て中止法」が用いられている二作品、「て中止法」も「連用形中止法」も用いられていない二作品、「連用形中止法」が用いられている二作品について、冒頭から地の文一〇〇文について、その文の長さを調査してみた。その作品とその結果は、次の通りである。

- No. 1 『羅生門』三九字
- No. 3 『手巾』四二、五字
- No. 19 『お富の貞操』三十一字
- No. 21 『六の宮の姫君』三〇字
- No. 36 『玄鶴山房』三五、八字
- No. 38 『冬』三六字

わずかに六作品についての調査ではあるけれども、ある程度その傾向は把握できようであろう。つまり、「て中止法」の見られる作品の文が一番長く、「連用形中止法」の見られる作品の文がそれに次ぐ。そして、「て中止法」も「連用形中止法」も用いられていない作品のそれは、最も短い。文の長短の根本的な原因は、これらの中止法の差にあると考えられるようでもある。

以上の考察からも分かるように、大正二〇年九月発表の

『母』から、芥川の表現が変わった。そして、大正二二年三月発表の『雛』を中心とする時期に、二度目の表現上の変動が生じた。このような変動は、本稿で見てきた中止法に関わる一現象のみに見られるものではない。類似の変動の認められる現象は、ほかにも認められる。たとえば、二度目の変動の時期に、以下の諸事象の出現を指摘しよう。大正五年五月発表の『虱』から、大正二二年五月発表の『保吉の手帳から』という作品に至るまでにおいて、形式名詞の「儘」に対して上記の漢字を当てている。それ以後は「白」(儘)四個、「まま」(二個)を除いて、完全に「まま」に書き改めている。また、「けれども」も大正五年五月発表の『虱』から、大正二二年五月発表の『保吉の手帳から』までは、殆ど使われていない。それ以後は使用されるようになっていく。さらに、大正一一年八月発表の『魚河岸』まで用いられていた「さうして」が、大正一二年三月発表の『雛』から、大正一二年八月発表の『白』を除いて、以降は使用されなくなっている。

なお、「て」の字について、芥川は、大正一二年一二月に発表した『澄江堂雜記』の中において、次のように述べている。

僕は實は平假名には時時形にこだはることがある。たとへば「て」の字は出来るだけ避けたい。殊に「何何して何何」と次に續けるのは禁物である。その癖「何何してゐる。」

と切れるときには苦にならない。「て」の字の次は「く」の字である。これも丁度折れ釘のやうに、上の文章の重量をちゃんと受けとめる力に乏しい。片假名は平假名に比べると「ク」の字も「テ」の字も落ち着いてゐる。或は片假名は平假名より進歩した音標文字なのかも知れない。或は又平假名に慣れてゐる僕も片假名には感じが鈍いのかも知れない。(『芥川龍之介全集』巻六、一〇〇頁)

芥川がこの考えを述べた時期と實際に「て」を避けた時期とは異なるが、結果的に一致しているのは、見逃してはなるまい。

両中止法の問題については、今後、さらに追究しなければならぬことが多い。たとえば、「て中止法」と「連用形中止法」という表現法においては、芥川が、どの作家の、どのような作品の影響を受けたのであろうかということもある。あるいは、後の文学表現にどんな影響を与えたのであろうか等のこともある。今後、これらの諸問題をつきとめてこそ、両中止法表現の変動について、より一層の明確な回答が出せるようになると思えるものである。